

手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会
第5回会議 議事概要

- 1 開催日時 令和2年(2020年)1月15日(水曜日)
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 滋賀県危機管理センター1階会議室1
- 3 出席委員 岡田委員、奥村委員、織田委員、川本委員、崎山委員、佐藤委員、
宿谷委員、関根委員、玉木委員、中西委員、西村委員、山野委員、
山本委員、吉田委員 (五十音順、敬称略)

4 内 容

- (1)開会
- (2)議題1「論点整理について意見交換」

5 議事概要

(1)開会

(2)議題

議題1「論点整理について意見交換」

- 各位委員より、資料2に基づき発言

(委員)

各委員の意見を読ませていただいた。なぜ皆さんに理解してもらえないのか、改めて理解してもらうために、私からの意見をまとめたパワーポイントを作ってきた。正直に言って泣きながら作った。

障害のあるなしにかかわらず、みんながともに暮らしやすい滋賀県というのは共通の認識だと思う。しかし、手話言語に関して理解はされていると受け止めているが、なぜか手話言語条例単独の形に賛同をいただけない。一体型にと言われることが私は耐えられない。

皆さんは音声言語で会話している。私は音声言語では話せない、聞こえない。私たちはどのように言語を獲得していくのか。とても大変な思いをして獲得している。手話を覚えなければならないが、その環境がない。ろう者は手話を学びたくても学べない状況が続いてきた。生活の中でいろいろな障壁を抱えている。今は手話通訳が2人いて皆さんに伝えてくれている。通訳が声を出さなければ、皆さんは私の手話が読み取れるだろうか。読み取りのないところはわからないと思う。その環境をつくる必要がある。その前に言語を獲得する環境をつくる必要がある。

資料2枚目の図にあるように、生活言語が基本としてあり、聞こえる人は音声で学んで話すことになる。けれども聞こえない人の場合は生活言語を獲得することがなく、学習言語のみ。聞こえない子どもたちは苦しんでいる。親もどう関わっていいかわからない。それを支援する環境もなく、地域の学校に行かせざるを得ない。聞こえない子どもが安心して生活言語を獲得する、それからみんなと一緒に学習できる環境をつくっていく必要がある。

情報コミュニケーション条例とは別に、手話言語条例をつくっていく必要があると思っている。情報コミュニケーション条例に手話言語を盛り込むとどうなるかという、それは混ぜることはできない。聞こえない子どもたちが手話を学ぶ環境ができない。当事者の声を尊重して、別々に作ってもらいたい。一体型のほうがいいという声があったとしても、私は別立型がいいという意見を貫きたい。パワーポイントの資料をしっかりと読んでいただきたい。

(委員)

聴覚障害者は、補聴器工業会の調査では日本で1,400、1,500万人いるとされており、日本の人口からしてもかなりの割合だと思う。その中にはやはり加齢性難聴といわれる、高齢になって難聴になった人が含まれている。その中には手話のわからない人や障害者手帳を取得していないレベルの方が大半を占めているのではないかと思うが、難聴者の団体としては、そういった聴覚障害者全体のことを考えて、運動を展開している。

ろうあ連盟は、聴覚障害者の活動をリードされてきた。ろうあ連盟の功績があったからこそ、聴覚障害者全体の生活、人権が守られてきたと思う。手話言語条例について、私は根本的には難しい話ではなく、東京新聞の手話言語法の特集では、手話を日本語と同じ言語として位置付けてもらい、自然と習得できる環境を整えてほしいとされており、ろうあ連盟はそこを目標として活動されていると思う。そういう思いを、この条例がどういう形になるにしろ、反映させていきたい。手話を守っていく、発展させていく、一体型でも別立型でも、そこを目標として進んでいきたいと考えている。

(委員)

昨年までは、中西委員たちが求めているところを応援したいという気持ちも大いにあり、確かに手話が言語だということも感じているので、やはり別のほうが便利がいいのではないかと考えていたが、正月でいろいろと資料等を見せていただき、中西委員には申し訳ないが、一体化した条例で、みんなで進めたほうがよいのではないかと思った。

市町でも、いろいろな障害は知られていないと思うし、私も一市民として、ほかの障害のことはわからないので、一体型か別立型かを議論するよりも、いろんな意見を集めてつくっていったほうがよいのではないかと、一団体を代表してきた者としてそう思っている。

資料2にも意見を書かせていただき、「一体化した条例が必要」にした。

(委員)

私たちの団体は、全国組織もあり、全国手話通訳問題研究会滋賀支部という形で

も活動している。一つには、ろうあ者団体とともに活動して支援する団体であるが、手話通訳という当事者の団体でもある。資料2に書いた意見は、会の三役で協議をして出した意見。

もともとは国に対して、手話言語法を制定してほしいということで、全日本ろうあ連盟が運動を始め、一つの段階として、手話言語法を求める意見書を、日本の全県議会で100%採択されている。そこからずっと、手話言語法、県では手話言語条例を制定するための活動をしてきている。

そこで、県としては、滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が2019年4月1日に施行され、それから情報コミュニケーションに関する条例等も意見が出てきていると思うが、ずっと手話言語法、言語条例を求めてきているので、やっぱりそれを途中で変えるということはなかなかできない。

なぜかという、手話言語条例に関しては、手話を獲得する、手話で学ぶ、手話を学ぶ、手話を使う、手話を守るというこの五つの権利を求めている。つまり、これがきちんとできていないということ。

皆さんの意見で、一人も取り残さない条例が必要であるという文言を見たとき、私は自分の近くにいるろう者の顔が浮かんだ。その方々から聞いているのは、自分たちは学校教育を受けているときに、手話をすると禁止されたり、叩かれたりしてきたということ。手話を学校の中で学べなかったという方が50代でもおられる。決して80、90の年代ではなくて、その人たちが今生きておられる。その人たちの思いは、やはりきちっと尊重されて、滋賀県だからこそ、手話言語条例も必要ということだと思う。

第4回の議事録を読んで、最後のほうに事務局から幾つか意見があった。それを読んだときに、直接この手話言語条例とは関係ないかもしれないが、最後の意見が事務局の本音だとしたら、私たちは日ごろ県の職員にお世話になっているが、そんなに負担をかけているのか。私たちの願いを県政につなげるためには、どこに要求していくのかと大変不安になった。

(委員)

私は一体化が良いと思っている。二つの事例を紹介したい。

一つ目は、手話言語条例を先駆けてつくっている他県での話で、障害者支援の研修会があり、講師の一人として視覚障害者の方が招かれたが、前もってレジュメをメールで送っているにもかかわらず、点字の資料が準備されていなかった。視覚障害者にとっては大きな問題。

もう一つは、近江八幡市の視覚障害者協会の意見で、近江八幡市でも手話言語条例が先行して策定されているが、会議に行っても手話通訳者は配置されているが点字の資料は用意されておらず、視覚障害者への配慮が遅れている。

そういったことを踏まえ、障害者全体のことを手話言語も含めた総合的な条例として、施策を進めていくべき。どうしても視覚障害者は、情報を得るにあたって、点字や音声となるが、他の視覚障害者からも聞いているのは、最近、いろいろな場面で手話通訳者の配置はあるが、視覚障害者への点字や音訳等の資料を提供してもらえないことは少ない。

手話言語だけを取り上げて条例にするのではなく、情報コミュニケーションに手話を含めて、一体化した条例により施策を進めてほしい。

(委員)

中西委員の資料について、2点事実とは異なる。4枚目の手話言語権からのところで、「人は言語により思考し発達していくので」とあるが、全く納得できない。知的障害を伴う自閉症や知的障害の重度の方には、言語がない人もいるが、その人もコミュニケーションはとれる。もう一点は、最後のところで、障害者権利条約ではコミュニケーションと言語を明確に定義づけし、分けていると書かれているが事実ではない。資料2の私の意見に書いているが、障害者権利条約の第2条では、言語はコミュニケーションに含まれている。

発達障害者としてこういった会議に臨むときに感じるのは、発達障害と何なのかということ、目も見えないし、耳も聞こえないし、手足も動かし、声も出せない。皆さんの障害との違いを見る中で、発達障害の一番の違いはコミュニケーションの障害であると思う。発達障害は当事者の全国組織がない。なぜないのかは、歴史が浅いこともあるが、発達障害者同士がコミュニケーションの障害により、足並みを揃えづらいということがああると思う。

このままいくと、この条例は手話言語を除く情報コミュニケーションになってしまわないか。なぜ、分け隔てをしなければならないのかわからない。手話は言語でないとは思っていないし、手話は言語だと思っている。ただ言語はコミュニケーションの一手段であり、これは一緒だとしか言いようがない。そこで手話は言語だから条例をつくれというのは納得できない。

繰り返しになるが、何度も別立てにしろと言われるが納得できない。一緒にするべきだと思う。

(委員)

個人的な意見としては、手話言語と情報コミュニケーションという二つの題材で条例をつくられているのであれば、それぞれを網羅した条例をつくって、まとめればいいのではないかと思う。一つの条例として作っても問題ないと思う。

あと第4回の最後に事務局から話があったが、一つの条例をつくるのに2名の職員で2年かかったということであり、別々に2つの条例をつくるとなればさらに時間がかかる。手話言語を以前から要求されているということもあるが、一つにまとめればより良いものができるのではないか。

(委員)

情報コミュニケーションのJIS規格を2000年ごろに作っていた。そこには、日本ろうあ連盟や全国難聴者・中途失聴者団体連合会も入っていた。日本盲人会連合、日本点字図書館、日本障害者協議会、いろいろなグループが参加して、どうすれば日本の情報コミュニケーションをすべての障害者が使えるようになるか、そのJIS規格の会合を3年かけてやっていた。その時、それぞれの障害者が自分以外の障害を学んだ。どうすれば一つの規格をすべての障害者が使えるようになるかみんなで勉強会をした。当然知らなかったこともたくさんあるので、その中でお互いを尊重することを学んだ。

今回、一体か別々かという議論がある。もし別々にするのであれば、佐藤委員が言われたように、もしかすると情報コミュニケーションの中からは、手話を抜い

てしまうということも一つの案かもしれない。それでも皆さんがいいのであれば、別々にして2つの条例をつくるのもありかと思う。ただそうすると、盲ろうの中でも、目が見えなくなってから聞こえなくなった人たちを置いて行ってしまうことになるかもしれない。それでは、一人も取り残さないということにはつながらないと思う。

確かに、委員の中にも大変な思いをされた人がいるということはずごくわかる。ただ、今の滋賀県で、手話を使うと殴られる子どもたちがいるとは思えない。他の県でやられているように、幼児期から手話を学べる環境が滋賀にもあると信じたい。それをこれからもしっかりやっていくことは大切であるし、手話を使っている高齢の方に、手話を保障することは情報コミュニケーションの中でも進めるべきだと思う。分けてしまって、聴覚障害者だけが離れてしまってもいいのか、それ以外の障害で条例をつくることになってもいいのか。それは私としては寂しいと思うので、できれば、手話をしっかり保障した、手話言語条例とイコールのような情報コミュニケーション条例をつくってもいい。

(委員)

先ほど佐藤委員から、障害者権利条約の第2条について発言いただき、言おうと思っていたが重複して時間がもったいないので、遠慮させていただく。

知的障害には、先ほども話題に出ていたが、言語を持たない方もいる。言語条例に特化するということは、言語を持たない人を置き去りにするような不安感がある。コミュニケーションの方法には点字や視覚的な方法もあり、いろいろな方法がある。この委員会でこれだけいろいろな障害を持つ方が集まっているのは、いい機会でもあり、知的障害の理解も深めていただき、発達障害の理解も深めていただきというように、いろいろな障害の特性を理解して、情報コミュニケーションという大きな括りで検討していただきたいと思う。

この一体化にするか別々にするかという議論に、時間を費やしすぎであり、内容についての検討をするべきと考えており、形については早く決着していただきたい。ろうの方の手話言語というものについては、私たちは何も否定してない。ただ、コミュニケーションというところでは、大きな意味での障害者理解を深めていただき、考えていかないといけない。一つの障害についてのこだわりとかではないと思う。一体化により、なにか削られるということではなく、もっと重ねていって、たくさんの約束事や条文を考えていただきたい。早くこの問題を抑えて、一体化で進めていただきたい。

(委員)

資料2にも書いているように、ろう者にとって手話は独自の言語体系と歴史的な背景を持つ文化的所産であり、文化になっていると思う。また、滋賀県では口話教育が盛んにされていた中で、大切に受け継いでこられており、手話は言語であることを明確にして、手話言語条例を単独で制定してほしいという気持ちは十分に理解できる。

近江八幡市の場合は、山野委員の意見にもあったとおり、手話言語条例を県下に先駆けて制定しているが、情報コミュニケーション条例が制定されておらず、聴覚障害者へのコミュニケーション保障は一定進んでいるかと思うが、視覚障害を

はじめ音声言語障害や発達障害、知的障害などの方々の情報コミュニケーション保障に向けた取組が遅れているという反省がある。そのため、手話言語条例と情報コミュニケーション条例は、一体化にしても別々にしても、同時期に制定して、一緒にスタートする必要がある。

一方で、手話がコミュニケーションのツールの一つであることは紛れもない事実であり、情報コミュニケーション条例の中に入れてもいいのではないかという意見も当然あると思う。私個人の結論としては、前回の最後に事務局からの説明もあったが、スケジュールのことも考えると別々にするよりも一体化にすることも致し方ないかと思う。

ただし、一体化にするにしても手話言語の部分と情報コミュニケーションの部分は章立てを分けて、手話は言語であることを明言する必要がある。また、条例の名称にも手話言語という文言を入れるのであれば、一体型でもいいと思う。

(委員)

発達障害関係者という目線で意見させていただく。今回の条例の形について、どちらかに丸をつけてくれということでも悩んだ。崎山委員からの発言にもあったが、条例を一体化するか別々にするかはこれ以上時間をかけて議論するべきではないと考えている。早く中身の話をしたい。今回、あえてどちらかを選択するという事だったので、別々に必要としている。

発達障害関係者を代表する立場として、手話言語については専門性がなく、コメントできる立場にない。ただ、発達障害の方にとっていい条例は何かと考えたとき、小委員会の名称にもあるが「手話言語や情報コミュニケーション」と一体になると、情報コミュニケーションについての意味が薄いというか、理解がしづらくなるということは間違いないと思う。そのため、情報コミュニケーション条例が単独であったほうがわかりやすいと考えている。

ただ、このままでは並行線なので、中身の話をしていきたい。

(委員)

私は一体型の条例がいいというほうを選んだ。参考資料2を見ていただくとわかると思うが、一体型でも別立型でもほぼ内容は同じ。

一体型にするか別立型にするかで時間をかけるより、内容の方で時間をかけていかないと、決めないといけないこともたくさんあると思う。早く内容に取り組んでいかないと、皆さんも忙しい中で集まって話をしているので、日程も考えると少しでも早く前に進んでいけたらと思う。

佐藤委員が発達障害のことを言われたが、私もその話をきいて、知的障害の人もどうしたらいいのかと感じた。知的障害者のことも入れてほしい。

最後に、事務局に私専用ルビの入った資料をつくっていただき感謝している。とても見やすく、私は漢字が得意ではないので、自分の意見を見直すときに、ルビがあるとわかりやすい。

(委員)

手話言語条例と情報コミュニケーション条例は別々に作ってほしい。中西委員が言われているとおりであり、聴覚障害者はいろいろなコミュニケーション手段が

あるが、もし、情報コミュニケーション条例と一緒にした場合、ややこしくなって理解がしづらくなると思う。それぞれがしっかりと別立てにしてもらうことでわかりやすくなると思う。

聞こえない人たちは手話通訳が必要、盲ろう者は触手話で読み取っているので、会議でついていけない時もある。しっかり分けて考えていただきたい。

資料を読ませてもらうと、手話言語条例と情報コミュニケーション条例が完全に別ということではなく、手話言語条例も大切、情報コミュニケーション条例も大切ということで、別々につくってほしいと思う。

○ 事務局より、欠席委員（林委員、堀井委員）の意見について、資料2に基づき紹介

（委員長）

今日の会議でまとめてほしいと言われているが、今日まとめることはなかなか難しい。何人かの委員から意見のあったように、条例の中身についての意見をきちり出していくべきということに、5回目でやっと気付いた。委員長として申し訳ない。

そもそも「手話言語や情報コミュニケーションに関する条例検討小委員会」という名称が、ここでの議論の足かせになったのではと思う。一体型か別立型かは、本来は最後の論議であって、今更で申し訳ないが、皆さんの意見を見てようやく気付いた。

今日の意見を聞いて思っていたのは、日本語には主語があり、私はトイレに行きます、あなたのご飯食べますかといったように、主語があるということ。

別立型の意見の主語は手話、一体型の意見の主語は情報コミュニケーションであり、これでいくと議論がかみ合わない。いくら意見を言っても重なっていかない。前回の高田英一氏の資料や佐藤委員の意見でもあったが、障害者権利条約の第2条には、『「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と定義されている。手話だけが強調されており、その後の言語はどう扱ってあげればいいのか。

何のための言語かということ、その人の意見ややりたいことが伝わる、言っていることがわかるといったことが重要で、言語性を認めることの前に、いろいろなコミュニケーション手段、言語があるということを理解することが大切。

意思決定支援という言葉があり、簡単に使っているが、どういうことかと聞かれると行政の方も含めて、詰まると思う。意思決定支援とは、本人さんの言っていることをくみ取って理解すること、実現していくことと言われると思う。では、言いたいことをどうやって理解するかということ意思疎通。ろうの方なら手話、難聴の方なら補聴器や要約筆記、知的障害の方ならわかりやすい言葉など、挙げるときりがないが、それができるという前提。

例えば、コーヒーとお茶があってどれを飲みますかと聞かれて、コーヒーと答えると、あなたはコーヒーなんですねとなって、次からはコーヒーが出てくる。本当は、今日はコーヒーとか、今日はコーラとかいったことが実はある。そういったことが、意思疎通が低ければ低いほど、一回聞いたらコーヒーといったように固まってしまう。では、何が必要かということ、意思形成として、いろいろなことを

経験していくことが実は大切。その経験があるから選択ができて、選択ができるから、今日はコーヒーとお茶しかないけどコーラが飲みたいと言える。手話言語や情報コミュニケーションは、意思決定をしていくための手段だと思う。

中西委員の言われていることもよくわかる。昔はろうの人が手話を使っていたら怒られていた。それは私たちも近いものがある、私は言語障害があって、親からはゆっくりはっきり話せとか、自分の特性や個性を頭から否定されてきた。学校でも障害のない人の社会に合わせるために、勉強や訓練をさせられてきた。その悔しさを考えると、中西委員の言われることはよくわかっている。裏を返すところの方だけではなく、難聴、視力、盲ろう、知的障害など、それぞれにいろいろな経験や思いがある。また、音声言語を音として認識していてもそれを言語として理解できるかというまた別の問題であり、絵カードやジェスチャーなどが出てくることを考えると、中西委員や私の怒りは、日本の教育の仕組みが崩壊していること。崩壊している中で条例の仕組みを作ったところで、本当は何の解決にもなっていないことは、今日の意見を聴いていて思った。

今日は、一体型か別立型かという結論を出さずに、次回とできればあと一回をかけて、具体的な内容について、条例をつくるならどういう項目でどういう内容を書き込むかをそれぞれの立場で出してもらいたい。それをすり合わせる中で、本当に一緒にできるのか別々なのか、話し合っていきたい。

何か質問があればお受けしたい。

(委員)

共感できることをとてもうれしく思う。日本の教育を変えるべきだと思う。

今日の議論で、一体型か別立型かということより、他の委員の方も早く決めたいという意見を持っておられる。

手話を毎日使っているのは、私と岡田委員のみ、手話言語が必要なのも私と岡田委員のみ、宿谷委員はろう者と会うときは手話を使われるが、ほかの方は手話が必要ない。なので、コミュニケーションに絞って議論していただいていると思う。一方で、手話が必要な人は手話言語条例を制定する、手話を獲得する環境、学べる、手話を守る考え方をしっかり作っていく、両方が進めていく必要がある。それを一体化することは納得できない。それを理解していただきたい。

私の説明資料の「解決するためには」というところで、情報コミュニケーション条例は、情報提供や意思疎通のバリアをなくすために、知的障害や発達障害も含めて、コミュニケーションの環境を整えるもの。手話言語条例は、言語性そのものを重く受け、環境を整備する。三つめは、すでに策定されている滋賀県共生社会づくり条例、それぞれをわかりやすく分けてもらえればと思う。

一体化するというところにこだわらず、手話言語が必要な人は手話言語条例を検討する、それ以外の方々は情報コミュニケーションの方で考えていただくということかどうか。

(委員)

資料には3つの条例があり、中西委員が納得するのがこの3つであるなら、順番もこの順番でいいのか。別々の条例にするとした場合、まず手話関係が入っていない情報コミュニケーション条例を先につくって、その次に手話言語条例をつく

るという順番でよいか、意見を伺いたい。

(委員)

本来ならば順番ではない。私たちはまず言語、音声言語と手話言語が対等な環境を整えてもらう。そのうえで情報コミュニケーションをつくってほしいという思いを持っている。

ただ、他の方々を待たせるのもどうかと思うので、並行してつくっていただけるということであれば、並行してつくっていただきたい。

(委員長)

今の意見を踏まえて、手話言語条例をつくるならどういう内容を入れてほしい、情報コミュニケーションをつくるならどういう内容を入れてほしいという意見を出してほしい。

何か書いてくださいということは難しいので、参考資料2があると思うが、これに先行道府県の内容を整理してもらっている。この項目で書ける人は書いてほしい。全て書けというわけではなく、これが大事だから書きたいという場合はそれを選んでもらって、ここにはない場合は別に書いてもらえれば。これまでに意見を出しているのでもう出さなくてもいいという人はそれでもよい。

その意見をまとめたうえで、中間まとめをつくっていくという方向で論議を進めていきたいがどうか。

(委員)

この資料について、事務局で他の県を参考にしながらつくっていただいたと思う。私も改めて読ませていただいた。別々で重視しているところを私なりに入れ込みたい。いつまでに出せばよいか。

(委員長)

提出の期日については、次回のことになるので後ほど事務局から。他に意見はあるか。

それでは、次回以降の進め方について、議題2のその他で提示していただきたいがよろしいか。

(委員)

私もまだ理解できていないところがあるが、自分で項目を出してくるのは、一体型と別立型をそれぞれ出すべきなのか、片方でよいのか。中西委員の意見を受けて、情報コミュニケーション条例が先にできるとすれば、聴覚障害関係を抜いて、手話関係を外して、情報コミュニケーション条例の項目だけをつくってきてもかまわないということか。

(委員長)

あまり難しく考えていなくて、例えば、意思表示ができるためにどういうことをしていくか、学習の機会や周囲の理解について、本来はこの条例に書くべきだと思っている。だから一体型とか別立型という論議ではなく、それぞれの委員が描

く条例の中身、これだけは書いてほしいということを出していただきたい。
その中で、これは一緒だなとか、すり合わせを具体的にしていかないと、一体か別かという議論では着地がない。そのために、そこを一度出し合わないかという提案。

(委員)

各委員の提出するものについて確認したい。例えば、参考資料2の中で、この項目とこの項目は絶対に入れてほしいということを書き添えて書いてくる。その上で、この項目は文言を変える、またこういったことを追加してほしいといったことを、参考資料2の中から各委員が大切だと思ったことを抜粋して、または修正、追加して一つにまとめて提出するという理解でよいか。

(委員長)

そのとおり。簡単に言うと、条例をつくるというが、それぞれがどんな条例をつくりたいか、おそらくこうだろうという推測の状況であり、それを整理していきたい。

今回は条例の形について意見をもらったが、それは一旦置いておいて、条例にどういったことを入れていきたいか、当然、今年度から共生社会づくり条例ができているので、そこで押さえていることは書く必要はない。むしろそれ以外で何を訴えていきたいのかを意見として出してほしい。

(委員)

よくわかった。中身の話ができるということで、他の委員の意見もお聞きしたい。

(委員)

委員長の言われるとおり、一体か別かでは折り合いがつかないと思うので、内容を協議することはいいことだと思う。

その中で、市町の条例と県の条例の違いを理解して意見を出す必要があると思う。私たちの団体がろうあ協会と協議をした時に、条例の中の違いの一つに学校の問題であるのではないかという意見が出た。聴覚障害を持つ子どもの学校として滋賀県立聾話学校がある。子どもたちが教育として手話を学ぶための環境整備は市町の条例だけでは限界があると思うので、県条例のポイントの一つになると思う。

議題2「その他」

(事務局)

委員長が言われたとおり、小委員会へのお願いの方法が悪かったと反省している。社会福祉審議会で、手話言語や情報コミュニケーションについては、別の議論の場をつくるべきとの意見を踏まえてできており、こういう名称になってしまったことについては、申しわけなく思う。実は、障害者差別のない共生社会づくり条例ができるというときに、知事はじっくり考えよう、時間は区切らずにと言われており、名称についても、障害者差別のない共生社会づくり条例という名前になっ

たのは、条例案を提案する直前だった。そういう意味では、じっくり議論いただくことも必要と思っている。

障害者差別のない共生社会づくり条例の意義について、生きづらさを抱える人の問題も入れるべきとの議論もあったが、やはり、法律の補完の意味合いが強いだらうということで、名前は障害者差別のない共生社会づくり条例となっており、上乘せ・横出しがある。あるいは、合理的配慮を県民の義務として位置づける。それは、障害者差別解消法にはない項目であり、県として条例に入れようということで制定し、例えば、地域アドボケーターや差別の具体的な対応の項目も条例に入っている。

もともと条例とは何か、皆さんもよくご存じと思うが、もう一度行政の側として申し上げると、条例とは地方公共団体が国の法律とは別に定める自主的な法律。滋賀県の方みんなが守ってもらわないといけない。障害者差別のない共生社会づくり条例もその一つ。

今後、皆さんに議論していただいた内容を、まだまだ先は見通せないところもあるが、その議論の結果を行政の中でも検討し、議会に提案して、県民の代表である県議会で議論いただく。その議論のもとになるのは、この小委員会の議論であり、親会である障害者施策推進協議会となる。

そういう意味で、委員長が言われたように、いろいろな意見を出していただいて、滋賀県らしいという誤魔化したような表現かもしれないが、どのような内容にするかは、本当に皆さんから提案いただいた内容で決めていくものになると思っている。他府県の事例も参考にさせていただきたいが、ぜひ皆さんが思っておられること、率直にこんなことを条例に入れたらいいのではないかということをお願いできれば。

先ほど中西委員が言われたように、手話言語の環境をどのように整えていけばいいのか、そういった話も入れていただければと思うので、事務局としては、中身のことで忌憚のない御意見をいただければと思っており、よろしくお願ひしたい。

(委員)

この参考資料は事務局が作ったもの、委員の皆さんに印象操作をされているようなイメージがある。納得できないところがある。まず、皆さんが情報コミュニケーション、名前はこだわらないが、情報コミュニケーション条例と手話言語条例をはっきり分けて理解していただいた上で、項目や必要な内容を入れていくのであれば理解できる。

けれども、この参考資料の中に入れ込むと、ふるいにかけてられるような、もう一緒に構わないじゃないかというように思える。皆さん騙されているのではないかと思う。最初から丁寧に、条例を別々にするかどうかというものを示していただいて、議論をしていただきたかった。今になって意見をというのは、すごく悲しいというか、何を言われているのか。

皆さん本当に頑張っていたきたいと思う。

(事務局)

参考資料2について、事実だけ申し上げる。事務局の立場ではあくまで中立であり、委員会の意見の大勢に従うというスタンスは変えていない。

この内容については、2カ月かけて、先行して条例をつくっている26道府県、あくまで県での条例を隅々まで、しっかり時間をかけて分析をしたものであり、どちらかに誘導するような印象操作はしていない。

事務局からは、今後の進め方について申し上げる。次回の第6回については、3月の開催を予定しているが、条例に盛り込むべき内容について、委員の皆様の意見を事前に頂戴したく、お忙しいところ大変申しわけないが、近日中に意見提出の依頼をさせていただく。

この意見については、中西委員や委員長も言われたとおり、一体型とか別立型にこだわらずに、盛り込むべき内容について意見を出してほしい。形にこだわらずに、自由に意見を言っていただきたい。この中にあるものでも、ないものでも書いてもらえればと思う。

3月を最終回という予定となっていたが、委員長も言われたとおり、内容について議論を深める必要もあり、4月以降にずれ込む可能性があり、少し議論が続くということをご了承いただきたい。

(委員)

事務局にお願いしたいが、資料が膨大になったときには通し番号を入れるか、何かナンバーを入れてもらえないか。資料1、資料2というのがいいのか、全部を一からざっと番号を振るのがいいのか。

今回、中西委員の資料にもページ数がなかったもので、資料そのものに関しては、ナンバーをつけてもらったほうがわかりやすい。

○ 次回の予定については未定（今後、日程調整を行う）

以上